

（仮称）東通村陸上風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの知事意見

1. 総論

（1）事業計画の検討及び見直し

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

本方法書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目ごとに適切に環境影響評価を行った上で、環境影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備の配置や仕様等を決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、事業性よりも環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、その検討過程を準備書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（2）環境保全措置

環境影響評価項目ごとに適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。

（3）累積的な影響

対象事業実施区域及びその周辺には、既存及び計画中的風力発電事業が多数存在することから、これら事業の情報を十分に収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

（4）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地域住民等の意見を踏まえること。

また、対象事業実施区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、準備書以降の環境影響評価手続を実

施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなど、地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、地域の環境を良好に維持する上で必要性の高い情報であり、また事業の透明性を高めるために、法令に基づく縦覧期間終了後も継続してインターネット等により公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音、風車の影

対象事業実施区域周辺には、約0.6kmの範囲に住居等が多数存在しており、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備を住居等から十分離隔するなど、風力発電設備の配置等を検討すること。特に、大型の風力発電設備の設置を計画する場合は、より慎重に配置等を検討すること。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、農業用水の取水水源となっている田名部川等、複数の河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

また、その影響が海域に到達すると考えられる場合には、海域に生息・生育する動植物について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

なお、調査、予測及び評価に当たっては、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえること。

イ 水質（水の濁り）の調査について、工事の実施による影響を把握するため、青平川、目名川、田名部川及び野牛川の上流部に調査地点を設定すること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、ヒナコウモリ、ヤマコウモリ等のコウモリ類が生息している可能性があり、事業実施によりこれらコウモリ類に重大

な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

イ コウモリ類の捕獲調査について、対象事業実施区域の南側に調査地点が設定されておらず、生息状況等を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の南側にも捕獲調査地点を追加すること。

また、バットディテクターを用いた調査について、具体的な踏査ルートが方法書に示されていないことから、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえたうえで踏査ルートを設定すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ、クマタカ、オオワシ等の希少猛きん類の生息地であるほか、ハクチョウ類、ガン類等の渡り鳥の移動経路となっている。事業の実施により、これらの鳥類の生息環境及び移動経路に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、複数の専門家から生体特性等を聴取した上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

エ 一般鳥類の調査について、ポイントセンサス法及び任意観察調査では、個体数が少ない種や夜行性の種などの生息状況を把握できないおそれがあることから、調査地域を網羅できるように複数の調査地点を設定した上で、繁殖期における夜間及び早朝の自動録音調査を実施すること。

また、ポイントセンサス法による調査にあたっては、対象事業実施区域の南西側に調査地点が設定されておらず、生息状況等を十分に把握できないおそれがあることから、同区域の南西側にも調査地点を追加すること。

オ 渡り鳥の調査について、対象事業実施区域及びその周辺は、渡り鳥の移動経路となっている可能性があることから、夜間の渡りの状況を把握するため、春秋の渡りの最盛期にレーダー調査の実施を検討すること。

カ 魚類及び底生動物の調査について、工事の実施による影響を把握するため、青平川、目名川、田名部川及び野牛川の上流部に調査地点を設定すること。

(4) 植物

ア 対象事業実施区域には、植生自然度の高い「ハンノキーヤチダモ群集」、「ハンノキ群落」等が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、

現地調査を十分に行った上で、これら自然度の高い植生に重大な影響を及ぼさないよう、同区域からこれらの植生エリアを除外すること。

イ 植物相の調査について、具体的な踏査ルートが方法書に示されておらず、植物相を十分に把握できないおそれがあることから、風力発電設備の設置場所や工事用資材等の搬入路の敷設・拡幅箇所など改変区域を網羅するよう踏査ルートを設定すること。

また、植生の調査について、対象事業実施区域は広く、多様な生育環境を含んでいることから、十分な植生調査地点を設定すること。

(5) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺にはクマタカが生息している可能性があるため、現地調査によりクマタカの繁殖を確認した場合は、上位性注目種にクマタカを追加するとともに、その餌資源についても調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 景観

ア 対象事業実施区域周辺には、青森県景観条例に基づく「ふるさと眺望点」である釜臥山展望台や物見崎、下北半島国定公園内の眺望点である恐山展望台等、日常の視点場である東通村役場等の公共施設や複数の集落が存在しており、風力発電設備の設置により、これらの眺望点等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、現地調査により眺望の特性等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。

イ 景観の調査について、風力発電設備の視認性は樹木の繁茂状況により変化することから、樹木の繁茂期及び落葉期を調査時期に設定すること。

(7) その他

ア 対象事業実施区域には、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林が存在しており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、その機能低下を招かないよう、同区域から保安林を除外すること。

また、保安林が風力発電設備に隣接している場合や工事用資材の搬出入ルート沿いに存在する場合にも、尾根筋、風衝地等での樹木の伐採や土地の改変等により保安林の機能低下を招かないよう十分に配慮すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には、崩壊土砂流出危険地区が広く存在することから、風力発電設備の規模や配置等を検討することにより、土砂の崩壊又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、土地の改変量を抑制し、自然環境への影響を回避又は低減すること。

ウ 対象事業実施区域には、目名高館遺跡、向野(2)遺跡等の埋蔵文化財包蔵地が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事、送電線の設置等に伴う改変が、これらに重大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。